

富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業
- (2) 業務内容 別紙「富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 支払限度額 4,072,000円（※うち、消費税及び地方消費税相当額370,181円）

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

富士市 福祉部 障害福祉課 計画管理担当（担当 遠藤）
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地
電話番号 0545-55-2911（直通） F A X 番号 0545-53-0151
電子メールアドレス fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和8年度富士市競争入札参加資格審査の登録又は申請している者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 富士市内において特定相談支援事業所の指定を受けている者

(7) 市内の特定相談支援事業所に、次の全ての要件を満たす者を地域生活支援拠点等コーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）として常勤かつ専従で1名配置することができる者

ア 相談支援従事者現任者研修を修了した相談支援専門員の資格を有する者

イ 障害者自立支援協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、知識及び経験を有する者

ウ 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域で生活している又は地域で生活することを希望する障害者等への支援について、知識及び経験を有する者

エ 本事業のほか、他の業務に従事していない者。ただし、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は除く。

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

番号	項目	実施日	備考
1	公告	令和8年6月5日(金)	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和8年6月9日(火)	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和8年6月11日(木)	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和8年6月15日(月)	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和8年6月22日(月)	電子メールによる通知
6	企画提案書に関する質問受付開始	令和8年6月24日(水)	電子メールのみ受付
7	企画提案書の受付開始	令和8年6月24日(水)	持参又は郵送による提出
8	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和8年7月1日(水)	電子メールのみ受付
9	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和8年7月6日(月)	富士市ウェブサイトへの掲載
10	企画提案書等提出期限	令和8年7月10日(金)	持参又は郵送による提出
11	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年7月10日(金)	持参又は郵送による提出
12	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月14日(火)	
13	優先交渉権者の特定等結果通知	令和8年7月22日(水)	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
14	契約	令和8年8月1日(土)	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月5日(金)から同年6月9日(火)まで
※最終日は、午後3時までとする。
- (2) 受付方法 参加表明に関する質問書(様式1)に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
電子メールアドレス fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2911 (直通)
- (3) 質問回答日 令和8年6月11日(木)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、この要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年6月5日(金)から同年6月15日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで
※最終日は、午後3時までとする。
- (2) 提出先 富士市 福祉部 障害福祉課(富士市庁舎4階南側)
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 指定の様式による。

番号	項目	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式2	1部
2	法人等概要書	様式3	1部
3	配置を予定する特定相談支援事業所の職員体制及び過去5年間(令和3~7年度)の主な公的機関からの受託業務実績表	様式4	1部
4	予定拠点コーディネーター経歴及び実績等	様式5	1部
5	予定拠点コーディネーターが取得している資格を証する書類の写し	—	各1部

9 参加資格要件の審査結果通知

8により提出された書類に基づき、参加資格要件を満たすと認めた参加表明者について、令和8年6月22日(月)に本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。ただし、プロポーザル参加表明者が4者以上いる場合は、本要領14(1)に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位3者を選定する。

また、3者以下の場合は、提案者すべてを一次審査による選定者とし、本要領 14(1)及び(2)に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書等に関する質問は提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月24日(水)から同年7月1日(水)
※最終日は、午後3時までとする。
- (2) 受付方法 企画提案書等提出に関する質問書（様式6）に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
電子メールアドレス fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2911（直通）
- (3) 質問回答日 令和8年7月6日(月)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、この要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年6月24日(水)から同年7月10日(金)まで午前8時30分から午後5時15分まで
※最終日は、午後3時までとする。
- (2) 提出先 富士市 福祉部 障害福祉課（富士市庁舎4階南側）
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限必着）
- (4) 提出書類 次の1及び2の書類（任意書式）

番号	提出書類	様式・規格	提出部数
1	企画提案書	任意様式 A4縦	7部
2	参考見積書及び内訳書（消費税及び地方消費税を含む。）	任意様式 A4縦	7部

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則として認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 企画提案書に記載した予定拠点コーディネーターは、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、市の承諾を得ること。

- エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- キ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。
- ク 企画提案書には、緊急時の体制及び仕様書第5条に掲げる1から6までの業務内容の取組方法、独自の提案事項等について記載し、下段余白中央にページ番号を付すこと。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおりプロポーザル参加辞退届（様式7）を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月10日(金) 午後3時
- (2) 提出先 富士市 福祉部 障害福祉課（富士市庁舎4階南側）
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 令和8年7月14日(火) ※詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市役所6階第三会議室
〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地
- (3) 出席者 ・出席者は、予定拠点コーディネーターを含む3人以内とする。
・プレゼンテーションは、予定拠点コーディネーターが実施すること。ただし、本事業の受託に合わせて拠点コーディネーターを雇用する場合に限り、他の者が行うことができる。
- (4) 所要時間 1企画提案者当たり45分以内とする。
※企画提案者からの説明25分、質疑応答20分
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - ア 出席者は、プレゼンテーション及びヒアリングの際に、企画提案者が用意する名札を着用すること。
 - イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - ウ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン及びプロジェクタ等）が必要な場合は、企画提案者が用意すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、本市で用意する。
 - エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、企画提案者からの説明（25分）に含めるものとする。
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点 800 点）は、次のとおりとする。

- (1) 「法人の状況及び実績、相談支援事業所の状況及び実績、予定拠点コーディネーターの資格及び経験等」に対する評価項目及び評価基準（提出書類による一次審査）

分類	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点	
法人の 状況及び実績	事業の実施体制	他の職員からのサポート体制は充実しているか。	40 点	
	人的資源	予定拠点コーディネーター以外の相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格保有者の数	40 点	
	実績	法人の過去 5 年間（令和 3～7 年度）の業務実績	40 点	
	小計		120 点	
相談支援事業所の 状況及び実績	事業の実施体制	本事業を行うのに適切な施設か。 他の職員からのサポート体制は充実しているか。	40 点	
	人的資源	予定拠点コーディネーター以外の相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格保有者の数	40 点	
	実績	相談支援事業所の過去 5 年間（令和 3～7 年度）の主な公的機関からの受託業務実績	40 点	
	小計		120 点	
予定拠点コーディネーターの 資格及び経験等	専門技術力	職務に関連する資格の保有状況	20 点	
		職務に関連する研修の修了状況	20 点	
	実績	実績	障害者自立支援協議会への参画又は運営の実績	20 点
			障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等の実績	20 点
			緊急時の受け入れ調整や対応の実績	20 点
			グループホームや短期入所の運営や支援に関する実績	20 点
			障害福祉に係る専門的な人材育成や研修に関する実績	20 点
			公的機関からの受託業務実績	20 点
	小計		160 点	
	合計		400 点	

(2) 企画提案書に対する評価項目及び評価基準（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査）

評価項目	評価の着眼点（評価基準）		配点
基本事項	理解	地域生活支援拠点等の機能・役割を明確に把握しているか。	20点
	知識	相談支援事業所として拠点整備に取り組む意向があるか。	20点
	緊急時の体制	緊急時に対応できる体制が整備されているか。	40点
	小計		80点
業務内容の取組	緊急時に備えた支援	緊急時に備えた対応や潜在ニーズの把握の方法が具体的に示されているか。	60点
	緊急時の受入調整と対応	緊急時の受け入れ調整を迅速に対応し、サービスの調整が可能か。	60点
	体験の機会及び場の提供	地域移行に向けた課題の把握やサービス利用計画の検討が伴っているか。	40点
	研修部会への参画	人材育成のビジョンは明確に示されているか。	20点
	関係機関との連携体制の構築	具体的な支援機関との連携体制は示されているか。	20点
	グループホーム連絡会への参画	事業所の抱える課題等を認識した取り組みを示しているか。	20点
	独自の提案事項	業務内容をより充実させるような提案か。	20点
	小計		240点
説明能力、取組姿勢	説明能力	提案の説明は的確であるか。	20点
	コミュニケーション	質疑への応答は的確であるか。	20点
	取組姿勢	取組姿勢は意欲的であるか。	20点
	小計		60点
見積書	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×20点」（小数点以下は四捨五入） ※採点基準は使用しない		20点
合計			400点

評価	評価点	採点基準
5	配点×1.00	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる。）
4	配点×0.75	優れている（趣旨以上の効果が期待できる。）
3	配点×0.50	普通（趣旨に合致している。）
2	配点×0.25	劣る（趣旨に一部合致していない。）
1	配点×0.00	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない。）

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 14 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点（一次審査と二次審査の合計点）が最も高い提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領 5 に定める「参加資格要件」及び本要領 11 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ 同一点数が2者以上となった場合は、審査委員会で協議して上位者を決定するものとし、次点者についても同様とする。

オ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が 50 パーセント未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和 8 年 7 月 22 日（水）に電子メールにより送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和 8 年 7 月 22 日（水）に富士市ウェブサイトで公表する。

ウ 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。なお、審査の経緯、合計点及び順位以外の評価内容並びに結果に対する異議の申立てには応じない。

16 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領 5 に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和 8 年 8 月 1 日（予定）

17 業務の範囲

本業務の範囲は、本要領 2 (2) に定める「業務内容」を基本とするが、市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

- (1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (2) 失格となる企画提案者
 - ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
 - (ア) 本要領 2 (4)「支払限度額」を超えた見積書を提出した場合
 - (イ) 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
 - (ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
 - (ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
 - (イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
 - (ウ) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

番号	様式名	要領の該当箇所
様式 1	参加表明に関する質問書	要領 7
様式 2	プロポーザル参加表明書	要領 8
様式 3	法人等概要書	要領 8
様式 4	配置を予定する特定相談支援事業所の職員体制及び過去 5 年間（令和 3～7 年度）の主な公的機関からの受託業務実績表	要領 8
様式 5	予定拠点コーディネーター経歴及び実績等	要領 8
様式 6	企画提案書等提出に関する質問書	要領 10
様式 7	プロポーザル参加辞退届	要領 12
任意様式	企画提案書	要領 11
任意様式	見積書及び内訳書	要領 11

様式1

参加表明に関する質問書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者所属
担当者氏名
電話番号
電子メール

富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託プロポーザル実施要領について、次のとおり質問します。

No.	ページ 番号	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

(注) 1 ページ以上にわたる場合は、この表の行を適宜追加してください。

様式 2

プロポーザル参加表明書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、プロポーザル実施要領に示す参加資格要件のすべてを満たすとともに、本表明書及び下記の添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 提出書類

No.	書類の名称	様式	部数
1	プロポーザル参加表明書	様式 2	1 部
2	法人等概要書	様式 3	1 部
3	配置を予定する特定相談支援事業所の職員体制及び過去 5 年間（令和 3～7 年度）の主な公的機関からの受託業務実績表	様式 4	1 部
4	予定拠点コーディネーター経歴及び実績等	様式 5	1 部
5	予定拠点コーディネーターが取得している資格を証する書類の写し	—	各 1 部

2 担当者連絡先

所 在 地	
所 属 部 署	
担当者職名・氏名	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル	

様式 3

法人等概要書

1 法人等の概要

法人等の名称		
本部等の所在地		
代 表 者		
設 立 年 月 日	年 月 日	
実施する事業		
社員、職員数	全 体	常勤 人、非常勤 人
	うち、障害者数	常勤 人、非常勤 人
沿 革		
資格保有者の数	相談支援専門員	人
	社会福祉士	人
	精神保健福祉士	人
	保健師	人
	公認心理師	人

2 法人の実績

(1) 富士市障害者自立支援協議会への参画又は運営の実績
(2) 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等の実績
(3) 緊急時の受け入れ調整や対応の実績
(4) グループホームや短期入所の運営や支援に関する実績
(5) 障害福祉に係る専門的な人材育成や研修に関する実績

3 法人の業務実績

(1) 相談支援業務の実施状況

相談業務	事業所名
基幹相談支援センター	
障害者相談支援事業（委託）	
指定一般相談支援事業	
指定特定相談支援事業	
障害児相談支援事業	

(2) (1)以外の障害福祉サービス事業等の運営実績

サービス種別	事業所名

(3)障害分野以外の相談支援実施状況（保健・医療・高齢・就労・教育分野等）

相談支援事業 （障害分野以外）	事業所名	分野	事業名

(4)障害分野以外の保健・医療・高齢・児童・就労・教育関連業務

直接支援事業等	事業所名	分野	事業名

(5)その他特筆すべき業務

事業所名	事業内容

※令和8年6月1日現在

様式 4

配置を予定する特定相談支援事業所の職員体制及び
過去5年間（令和3～7年度）の主な公的機関からの受託業務実績表

1 配置を予定する特定相談支援事業所

名 称			
所 在 地			
予 定 拠 点 コーディネーター	氏 名		
	予 定 従 事 時 間	時間／週	

2 予定拠点コーディネーターを配置した時の職員体制

管 理 者	氏 名				
	当該事業所における相談支援専門員との兼務の有無	有 ・ 無			
	他の事業所又は施設の従業者との兼務（以下、有の場合記載）	有 ・ 無			
	事業所の名称		兼務する職種		
	事業の種類		勤務時間		
従 事 者 の 職 種 ・ 員 数（人）		相談支援専門員		その他の者	
		専 任	兼 務	専 任	兼 務
	常勤（人）				
	非常勤（人）				
	常勤換算後の人数（人）				
	他の事業所又は施設の従業者との兼務			有 ・ 無	

3 予定拠点コーディネーター以外の相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格保有者の配置状況
令和8年6月1日現在

職員氏名	相談支援専門員			社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	公認心理士	その他の保有資格
	主任	現任	初任者					

※保有している資格の欄に○、その他の保有資格欄には、資格の名称を記入

4 事業所の主な公的機関からの受託業務実績

1	業務名	
	発注者	
	履行期間	
	業務概要	
	特記事項	
2	業務名	
	発注者	
	履行期間	
	業務概要	
	特記事項	
3	業務名	
	発注者	
	履行期間	
	業務概要	
	特記事項	

5 その他特筆すべき事項

様式 5

予定拠点コーディネーターの経歴及び実績等

1 予定拠点コーディネーター経歴書

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日 (満 歳)
住所	(〒)	
電話番号		

主な職歴等			
年月～	年月	勤務先等	職務内容

職務に関連する資格	
資格の種類	資格取得年月日
<input type="checkbox"/> 主任相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 現任相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> その他 ()	
研修等の受講の状況等 <input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従事者養成研修 <input type="checkbox"/> 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害支援者養成研修 <input type="checkbox"/> 精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修 <input type="checkbox"/> 障害者虐待防止・権利擁護研修 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※該当するものをチェック☑

2 予定拠点コーディネーターの実績

(1) 障害者自立支援協議会への参画又は運営の実績			
(2) 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等の実績			
(3) 緊急時の受け入れ調整や対応の実績			
(4) グループホームや短期入所の運営や支援に関する実績			
(5) 障害福祉に係る専門的な人材育成や研修に関する実績			
(6) 公的機関からの受託業務実績			
業務名	発注者	期 間	携わった業務内容

※(6)は別紙記載でも可

様式6

企画提案書等提出に関する質問書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者所属
担当者氏名
電話番号
電子メール

富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託プロポーザル実施要領について、次のとおり質問します。

No.	ページ 番号	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

(注) 1 ページ以上にわたる場合は、この表の行を適宜追加してください。

様式7

プロポーザル参加辞退届

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者所属
担当者氏名
電話番号
電子メール

年 月 日付けで応募した富士市地域生活支援拠点等コーディネート事業委託に係るプロポーザルについて、参加を辞退します。